

事務連絡  
令和5年6月8日

本部事務局の各課の長 各位  
各部局の事務部の長 各位

施設統括部環境安全課

名古屋大学東山地区構内放置自転車等について(周知)  
(西地区放置自転車撤去車両リストの公表)

名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ第2条第2項及び第3条第2項に基づき、令和4年9月1日～令和5年5月31日までに警告書を貼付した放置自転車の撤去リスト(西地区)を別紙「放置自転車撤去車両リスト(西地区)」のとおり取りまとめましたので、周知いたします。

また、以下の HP にも周知しておりますので、貴課におかれましては学生・教職員及び大学関係者への周知をお願いいたします。

#### 1.周知方法

本通知及び、「放置自転車撤去車両リスト(西地区)」につきましては、以下のホームページに掲載しております。

[http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/04safety/chatbot/image/08\\_3-4\\_houti.pdf](http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/04safety/chatbot/image/08_3-4_houti.pdf)

#### 2.返還申請方法

別紙「放置自転車撤去車両リスト(西地区)」の自転車の返還は、「名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ」をご確認いただき、下記問い合わせ先に別紙「放置自転車等返還申請書」をメールにて送付してください。当室が本申請書の防犯登録証等の確認の上、今後の返還の対応についてご連絡させていただきます。ただし、盗難届を出している場合は、警察署所定の手続きをお願いいたします。なお、別紙「放置自転車撤去車両リスト(西地区)」は警察署に所有者への照会を依頼しておりますので、当室への放置自転車等返還申請をせず、集約場所より持ち出すことはご遠慮願います。

受付期間:令和5年6月8日(木)～令和5年9月8日(金)

**【本件問い合わせ先】**

施設統括部環境安全課 交通担当事務室  
sis-koul@adm.nagoya-u.ac.jp

各位

施設統括部環境安全課

名古屋大学東山地区構内放置自転車等について(周知)  
(東地区放置自転車撤去車両リストの公表)

名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ第2条第2項及び第3条第2項に基づき、令和3年9月1日～令和5年1月31日までに警告書を貼付した放置自転車の撤去リスト(東地区)を別紙1「放置自転車撤去車両リスト(東地区)」のとおり取りまとめましたので、周知いたします。

また、以下のHPにも周知しておりますので、貴課におかれましては学生・教職員及び大学関係者への周知をお願いいたします。

#### 1.周知方法

本通知及び、「放置自転車撤去車両リスト(東地区)」につきましては、以下のホームページに掲載しております。

[http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/04safety/chatbot/image/08\\_3-4\\_houti.pdf](http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/04safety/chatbot/image/08_3-4_houti.pdf)

#### 2.返還申請方法

別紙1「放置自転車撤去車両リスト(東地区)」の自転車の返還は、「名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ」をご確認いただき、下記問い合わせ先に別紙2「放置自転車等返還申請書」をメールにて送付してください。当室が本申請書の防犯登録証等の確認の上、今後の返還の対応についてご連絡させていただきます。ただし、盗難届を出している場合は、警察署所定の手続きをお願いいたします。なお、別紙1「放置自転車撤去車両リスト(東地区)」は警察署に所有者への照会を依頼しておりますので、当室への放置自転車等返還申請をせず、集約場所より持ち出すことはご遠慮願います。

受付期間:令和5年6月8日(木)～令和5年9月8日(金)

**【本件問い合わせ先】**

施設統括部環境安全課 交通担当事務室  
sis-koul@adm.nagoya-u.ac.jp